

北海道の特別生活資金 保証人所得証明不要に

高齢者や障害者世帯に冬の暮らしに必要な灯油などの購入として1世帯当たり5万円を貸し付ける北海道社会福祉協議会の「特別生活資金（冬期生活資金）」制度が、申請の条件とされていた借受人と保証人の所得証明書類の提出が不要になり

ました。道生活と健康を守る会連合会（道生連）が道に問い合わせし、改善されました。

岩見沢生活と健康を守る会の一村富美子事務局長から「制度を利用したい人が保証人の

条件で不安になっていた」との電話での相談がきっかけでした。

「以前の制度では所得証明の提出はなかったのに」と話す道生連の細川久美子副会長。12日、「所得証明はい

つから必要になったのか」「5万円の貸付金の保証人に所得証明を求めるとどうしてなのか」と道に回答を求めていました。

道地域福祉課は16日、以前の申請が保証

道生連問い合わせで改善

人の名前だけでよかったことを認め、「今年から『所得証明書と身分証明書の提出』の文言を追加しました。所得証明書の提出は、道生連の指摘の通りいかなものかと判断し、提出を求めるとはしない」と答えました。

一村氏は「申請をどうまどう人が利用しやすくなり、重要な成果です。本格的な厳冬期を前に『福祉灯油』の実施を求める運動とあわせて、知らせていきたい」と話しています。